

第 97 号議案

豊後大野市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

豊後大野市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正により延滞金の割合の特例の見直しが行われることに伴い、税外収入金に係る延滞金の割合の特例に関する規定の整備をする必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 豊後大野市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年豊後大野市条例第71号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(豊後大野市介護保険条例の一部改正)

第2条 豊後大野市介護保険条例(平成17年豊後大野市条例第159号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(豊後大野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 豊後大野市後期高齢者医療に関する条例(平成20年豊後大野市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の豊後大野市督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項の規定、第2条の規定による豊後大野市介護保険条例附則第8項の規定及び第3条の規定による豊後大野市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。